

特集論文

ジェンダー、暴力、暴力の克服—プーラン・デーヴィーとその時代

竹中 千春\*

**Gendered Violence and Beyond: Situating Phoolan Devi in Indian Democracy**

TAKENAKA Chiharu

**Abstract**

India is well known for severe gender inequality, which is proved by statistical data such as the annual reports of the United Nations Development Program (UNDP). Paradoxically, however, India has also been respected as a country that is known for an active civil society with movements directed for women's empowerment, advocacy of women's rights and participation in the political process of democracy. This process could be called a kind of "silent revolution of gender". In this paper, I will focus on the life of Phoolan Devi, a bandit queen in the early 1980s and popular parliamentary member in 1996-2001, analyze the gender dynamics of Indian society and politics, and try to approach the issue, "gender, violence and beyond".

**要旨**

インドは、世界の中でも女性に対する厳しい抑圧が続いてきた国である。国連開発計画が掲げる「人間開発 (Human Development)」を測る指標としての識字率・平均所得・平均余命の数字からも明らかである。しかし、選挙と政権交代という民主主義のダイナミズムに加速されながら、女性のエンパワーメント、アドヴォカシー、そして権力への参加の道が開かれてきた国でもある。「静かなるジェンダー革命」が達成されつつあるとも言えるだろう。本稿では、「盗賊の女王」と呼ばれたプーラン・デーヴィー (Phoolan Devi) の人生を通して、女性差別と女性解放の間を揺れ動いた現代インドの動向を振り返り、「ジェンダー、暴力、暴力の克服」という課題についての仮説を提示してみたい。

**1. 女性差別と女性解放の間**

インドは、世界の中でも女性に対する厳しい抑圧が続いてきた国である。このイメージは、今日に至るまで、現実的に説得力のある見方として残っている。国連開発計画が掲げる「人間開発 (Human

---

\* 立教大学法学部教授 (アジア政治論)

・ 2010、『盗賊のインド史—帝国・国家・無法者』、有志舎。  
・ 2004、『世界はなぜ仲良くできないの？暴力の連鎖を解くために』、阪急コミュニケーションズ。

Development)」を測る指標としての識字率・平均所得・平均余命の数字について、一様に男性が女性を上回り、各地の人口比は男性10人に対して女性はほぼ9人である。それほど女性にとっては大変生きにくい国だと評価できるだろう<sup>1)</sup>。

また、そうした現状を正当化する思想の影響力も、まだ力を失ってはいない。国民の八割を占めるヒンドゥーの人々にとっては、古代の聖典である『マヌ法典』などの宗教的な規範が、女性に対する差別や迫害を正当化する根拠として、今も事あるごとに持ち出される。最大のマイノリティとしてのイスラームの人々にとっても、『コーラン』から始まって、法的な規範としての『シャリーア』を基礎に、女性に対する不平等で抑圧的な扱いを許容する勢力が、社会的になお幅をきかせている。他の宗教集団や民族集団にも、それぞれの集団的な違いや対立を超えて、男性が女性に優位する秩序は共有されている。

なぜ、近現代のインドでは、伝統的な男性優位の秩序がこれほど強く維持されてきたのだろうか。近代的なインドの国家は、ジェンダー的な変革を行ってこなかったのか。

まず、19世紀に形成された植民地国家ではどうであったか。産業革命の波に乗った1820-40年代のイギリス勢力は、自由主義という時代の精神と「法と秩序」というイギリス人の統治観に照らして、それとは相容れない「遅れた」、あるいは「非文明的な」地元の慣行の廃止や改正を求めた。しかし、現地社会の男性の支配階級からは「伝統を守るべきだ」という立場からの反発が起こり、統治の安定性が脅かされる事態をも招き、まもなくイギリス側は現地側との政治的な妥協をより重視するようになった。とくに、女性に対するジェンダー的な支配については、国家の関与しない、現地社会における「自治」の範囲内の慣行としてイギリス側が承認しただけでなく、逆に「伝統」を保護する傾向さえをも強めた。たとえば、ヒンドゥーの寡婦が亡き夫とともに殉死することを美徳として賞賛する慣習、いわゆる「サティー (sati)」をめぐる事態の展開は、それを示している。1829年に着任したベンティンク総督は、ベンサム主義者と言われるほどの自由主義的な思想の持ち主で、いち早くサティー禁止法を発布した。当時の議会報告によれば、1815-28年の間に記録されているものだけで8,134件のサティー事件が起こり、カルカッタ市周辺に集中し、最高位のカーストであるブラーフマンの家族に頻発していた。社会改革を求めるインドの知識人はこの政策を支持したが、インドの保守派は、聖なる領域への不当な侵害だと猛反発した。紆余曲折を経て、イギリス人の政府は、政治的な対立の元となる女性問題を忌避し、サティー禁止法を有名無実化させてしまうことになる [Mani 1989: 88]。

それでは、独立後の国家はどうだったのか。反植民主義的な国民統合を掲げたインドの憲法は、普遍的な自由主義や人権思想に基づきつつも、実際には相矛盾するおそれのある思想を体現していた。第1の流れは、伝統的に差別されてきた人々を解放し、自由で民主主義的なインドを作ろうとする、開明的なナショナリズムというべき政治的な意志である。憲法15条では、「国家は、宗教・人種・カースト・性 (sex)・出生地、もしくはその他の理由により、市民を差別してはならない」

と規定している [Basu 1998: 21-34]<sup>2)</sup>。これは、宗教がさまざまな差別を神聖化してきた社会では、革命的な条項に他ならなかった。首相ネルーはもちろん、法務大臣に抜擢された最下層カースト出身の法律家アンベドカルの意志が強く反映されていたと考えられる。

しかし、こうした流れに矛盾するような第2の流れも指摘できる。それは、国民的な統合を達成するには、開明主義的な改革方針を曲げてでも、社会内のさまざまなエリートの間で妥協を図らざるをえないという、政治的な要請を表している。ナーイルは、こうした統合のための妥協が女性の抑圧を持続させたと批判する。「宗教の自由という名前の下に、宗教的な家族法 (personal laws) はまったくの聖域となり、女性はもっとも基本的な形で差別されることになった。つまり、多くの女性が、財産・家族内の権利・扶養・離婚・親権・養子について、平等な権利を否定されている。宗教的な家族法の制定者や解釈者がどのような意図を持っていたにせよ、これらの法は、法が定めるあらゆる領域で女性の従属という効果 (effect) をもたらしたのである」と [Nair 1996: 5-6]。

こうした経緯を経て、独立後のインド国家は、憲法ではジェンダー的な平等を保障しているのに、個別の実定法では幾重にも不平等を保障する結果を生んでしまったという、矛盾に満ちた二元的な法体系を備えて出発することになった。宗教的な「区別」とジェンダー的な「差別」が組み合わせられ、女性にとっては普遍的な人権が与えられないという複雑な法体系である。多宗教の共存を謳う「インド型世俗主義 (Indian Secularism)」の方針の下で、ナショナリズムの男性優位主義的な性格が立ち現れたと言えるだろう。その結果、帝国からの自由をめざすナショナリズム運動に男性と肩を並べて参加した多くのインド女性は、政治過程の中で独立したジェンダー的利益を表出できず、自分たち自身の自由の実現という課題を棚上げにし、独立後数十年間、民主政治の表舞台から身を引くことになった [竹中 2003]。

こうして近現代インド史の中では、多くの人々を解放するはずの「歴史の瞬間」に、繰り返し、女性解放が後回しにされてきたといえる。にもかかわらず、1970年代半ば以降、この35年間あまりのインドで、女性に対する差別や抑圧の構造を変えようとする力が強化され、政策や制度の変更が進められ、女性のエンパワーメント、女性のアドヴォカシー、女性の参加拡大が確実に進められてきたことも、明白な事実である。途上国における女性解放を課題とするフェミニズムの新しい思想を生み出し、現状についての情報収集やその分析を行うジェンダー研究を発展させてきた。そうした知の創造は、女性の経済進出、活発な女性 NGO、有権者や政治代表としての参加という、現実社会の変化を導き出しつつ、そうした変化を反映して、実現されてきたのである。

そして、1990年代以後、ジェンダーをめぐる変革の動きは、政治的な舞台の上でも展開されるようになった。1990年代初めの憲法改正によって、地方自治を担うパンチャーヤットでの留保議席と女性首長の留保制が導入されたことで、草の根の政治レベルでの女性の進出が制度的に推進されてきた。それに続いて、2010年3月、インドの上院では、1996年以來の懸案であった、中央と州の議会で33%の議席を女性に割り当てる「女性留保議席法案 (Women's Reservation Bill)」が採択された。つまり、権力の中心的な舞台において、代表についての数的なジェンダー平等を実現するための制

度改革が求められたのである [竹中 2011]。

このような制度改革と相前後して、力を持つ女性政治家が目立って増えた。2011年現在の中央与党、インド国民会議派を率いるのは夫のラジヴ・ガンディー暗殺後に政界入りした、もともとはイタリア人のソニア・ガンディーである。2007年に大統領に就任したプラティバ・パティルは、会議派の議員を長年務めたマハーラーシュトラ州出身の女性で、ラージャスターン州知事も務めたベテランだ。カースト社会の中で伝統的な身分が低くても、政治的な代表として登場する女性も少なくない。2009年総選挙後に下院議長となったメイラ・クマールはダリット (*Dalit*) 出身の大政治家を父に持ち、ウッタル・プラデーシュ州首相のマヤワティはダリットを主な支持基盤とする大衆社会党 (*Bahujan Samaj Party*, 以下、BSP と略) の党首である。そのほか、コルカタを拠点に草の根会議派を率いるママータ・バネルジー、タミル・ナドゥ州で全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩同盟を率いるジャヤラリタ州首相、ヒンドゥー右翼として人気のあったウマ・バラティなど、枚挙にいとまがない。

これまで権力を握ってきた男性が、権力の源となる地位を女性に譲る。これは、別の視点から見ると、革命的な権力交代にほかならない。世界史を振り返ると、19世紀以降、支配の特権を持つ人々に、さまざまな勢力が権力への参加を求める挑戦を行ってきた。けれども、多くの国では、戦争による総力戦体制の形成、敗戦による外国の占領、権力を奪取する民衆革命、植民地の独立といった体制の変容と転換に際して、民主的な制度が導入されて、ようやく女性の参加への道が切り開かれてきた。今日でも、女性議席の制度的拡大は、平和構築、新興国の EU 加盟、国連や先進国の経済援助など、国際社会からの圧力によって国家の体制や政策の強い変化を促された場合に成し遂げられることが多い [竹中 2010a]。

だが、インドでは、めまぐるしい選挙と政権交代という民主主義のダイナミズムに加速されながら、自国の内側から女性のエンパワーメント、アドヴォカシーあるいは権利主張、そして権力への参加の道が開かれてきている。その意味で、女性差別を規範とする古いインドの秩序が動揺し、女性解放を規範とする新しいインドの秩序が立ち上がり、「静かなるジェンダー革命」が進行しつつあるという仮説が立てられるのではないか。もしもそのような仮説が認められるのであれば、こうした変化は、同時代に生きる女性一人一人にとって、どのような影響を及ぼしたのだろうか<sup>3)</sup>。

本稿では、そのような疑問に答えつつ、波乱万丈の人生を経験した「盗賊の女王」、プーラン・デーヴィー (*Phoolan Devi*) の人生を取り上げ、女性差別と女性解放の間を揺れ動いた、この35年間のインドを考えてみたい。プーランは、子どもの頃から、想像を絶するほどの差別と虐待を受け、暴力的な環境の中で生き延び、ついには盗賊団の首領となった。刑務所で服役した後、政治家となり、最期に暗殺された。本稿の前半では、現代インドにおけるジェンダーと暴力について考え、後半では、暴力に対抗し、暴力を克服していく道筋を探しながら、プーランの人生を「盗賊論」の観点から位置づけてみたい。

## 2. ジェンダー・カースト・貧困—1970-80年代

南アジアは、この数十年間、ジェンダーをめぐる運動、研究、改革が急速に展開した地域であり、そのきっかけとなったのが、1975年の「国際女性年（International Women's Year）」であった。けれども、国際社会からの圧力だけで、これほどの変化が起こるわけがない。地元社会に女性問題を提起し、変動をもたらす動きが内在していたと考えるべきである。

さて、インドの1975年は、初の女性首相インディラ・ガンディーがインド国民会議派政権を率い、独裁的な政権を形作った時期である。前年には、大都市ボンベイで鉄道ストを中心に大規模な労働運動が高揚し、消費者としての市民の運動も展開し、政府側はそれに対抗して、強権的な措置を繰り返した。政府批判を抑えるために、政治活動や言論の自由を制限し、著名な活動家や知識人を含めて多くの人々を逮捕した。さらに、州の政権に介入し、場合によっては非常事態体制によって直轄支配を行い、野党の挑戦を許す議会活動を停止し、新しい代表を選ぶ選挙も延期した。

深刻な金融危機と経済危機の中で、独立後一貫して与党の地位を保ってきたインド国民会議派は、1967年以後、多くの州の選挙で敗北して政権を失い、大都市カルカッタを擁する西ベンガル州でも、ケーララ州に続いて、共産党系の政権が成立した。また、民族、宗教、カーストなど州の事情に応じた会議派以外の政党が躍進して、政権を担うことになった。こうした批判的な勢力を凌ぐために、インディラ・ガンディーは社会主義路線の強化を掲げ、野党を追随させないほどの急進的な改革を示していく必要があると考え、数々の思い切った政策を導入した。具体的には、金融界の刷新をはかる銀行国有化、農業生産力の飛躍的成長を狙う「緑の革命」、男性に手術を行う人口抑制政策などを強行し、「貧困追放（ガリービー・ハターオー）」をその掛け声とした。1971年末の第3次インド・パキスタン戦争では「インディラはインド」という大宣伝の下に、インド軍はバングラデシュ独立を支援してパキスタン軍に勝利し、1974年中国に対抗して、初めての核実験を実施した。

このような政治的な激動、さらにその変動を統制するために強硬な政府が出現した背景には、農村社会の変化があった。経済開発と国民統合の諸政策に押されて、地主と農民の間の上下関係、カースト的な身分の上下関係、そして男性と女性の間の上下関係など、伝統的な価値に支えられてきた農村の秩序は、動揺を続けた。土地を支配してきた地主やカースト身分の高い人々の力が弱まり、小農民や土地無し農民の地位や経済力が向上し始め、男尊女卑の家族や血縁集団のあり方が動き始めた。西ベンガル州などでは、貧しい農民の組織化を進め、地主から土地を奪って農民が土地を占拠する運動が、マオイスト的な武装勢力によって推進された。カースト差別については、都市の左翼系団体が人権問題として取り組んで法廷闘争や街頭行動などを展開した。

そうした動揺の中で、貧困やカースト差別に対する抗議運動が活発化し、その変動は選挙と政党の政治に反映されたのである。貧富の差、カーストの違い、宗教や民族の違いを超えて国民全体の支持を得ようとする、古い「包括政党（catch-all party）」としての会議派の統合力が打ち破られ、会議派が分裂し、それに留まらず、有権者の支持はさまざまな新しい政党へと別れていった。まもなく、

このインディラ政権を倒すために、多数の政党が反会議派を旗印に連合し、民衆的な運動を背景に政府に対抗する「ジャナタ (*janata* 民衆) の波」の時期を迎えた。そして、階級、宗教、民族などを核とする「アイデンティティの政治」の時代に、女性による問題提起も行われるようになったのである [竹中 2010c]。

この点で、インディラ・ガンディー首相は、独裁的な政治家であったとともに、女性の指導者でもあった点は注目に値する。彼女の政権の下で、「国際女性年」に関わるジェンダー政策が積極的に導入され、「女性の地位向上」をめざすような女性の現状調査が促進された。皮肉にも、このような動きは、反インディラを掲げる運動の女性指導者や女性主体のNGOにも引き継がれていくことになる。思想面では、政策的な枠組みとしても、それを支える研究仮説としても、男性が血縁集団の主体となり、女性が男性に従属するという、不平等なジェンダー秩序が、批判的に論じられる時代が到来した。男性の「家父長 (*patriarch*)」が支配する「家父長制 (*patriarchy*)」と、それを支える「男性優位システム (*male-dominant system*)」を変革していくという課題が、一部の専門家には強く意識されるようになったのである [Bhasin 1993: 20–22; Lerner 1986]。

さて、こうした変動の時代に、ウッタル・プラデーシュ州の村に生まれたプーラン・デーヴィーは、どのように育ったのだろうか。ジェンダーをめぐる国家的な動きと、一人の女性の人生を関連づけてみよう。1983年、服役した20代のプーランが外国人ジャーナリストのインタビューに答え、それをもとに出版された『自伝』には、家族、親戚、村人による暴力や貧しさや飢えの話しが、繰り返し語られている。プーランは、「おまえは生まれてこなかったほうが良かった」という母親の繰り返し言を聞きながら育った、貧しい子どもだった。すぐ上に姉がいたため、次女のプーランは誕生の瞬間から不要で迷惑な存在だった。両親は跡継ぎの男の子を待望していたのに、母親の胎内から出てきたのは女の子だったからである。

この地方では「ダウリー (*dawry*)」の慣習が厳しく、女の子は親が育てあげた後、高い持参金を付けて夫の家に送り出さなければならない。しかも、女の子である限り、嫁ぎ先を見つけられないということは許されない。したがって、家計を圧迫するだけで、将来は親の頼りにならない女の子の誕生は、家族にとっては神に見放されるような悲劇である。にもかかわらず、貧乏人の子沢山と揶揄されるほど、貧しい家庭でも女性が子どもを生み続ける理由は、子どもの病気やケガが多く、りっぱに成人する子どもの比率が高くないことと、それ以上に、一家を継ぐための男の子を必ず生む必要があるからである。

プーランたちは、「女の子を育てて何になるっていうの。誰がこの子たちと結婚してくれるの」と嘆き怒るときの母を恐れていた、という。「満足に食べるものさえない。どうしてこんなにたくさんの女の子を産んだのかしら」。自伝で書かれた子ども時代の記述のほとんどは、飢えと母親の怒りと子どもへの折檻についてである。食べ物がない。お母さんは怖い。お腹が空いても、人様のものは食べてはいけない。大人並みに労働しても、食事にありつけるとは限らない。どうしても欲しくて思わず食べたら、泥棒呼ばわりされて引きずり回され、打擲され、村中から一家が辱めを受ける。

このようにプーランは、精神的にも肉体的にも虐待された暴力を受けて育った子どもでもあった〔竹中 2010b; Devi 1996, 邦訳 デヴィ 1997〕。

子ども時代を語る語彙として、驚くべき頻度で「盗む」という言葉が繰り返される。けれども、盗人として非難され、暴力的な懲罰を受けながら育っていく過程で、プーランの独特な性格が養われることになった。諦めて暴力を甘受するのではなく、言葉や行動によって地元の権力者に反抗し続けたのである。『自伝』などの回想から読み取れるのは、正当な土地や物を無理矢理奪われてきたのは、むしろ自分や自分の家族のほうだという考え方である。そもそも父のものであるべき土地を卑怯にも奪い取ったのは伯父や従兄である。父が働いて受け取るべき給料を払い渋ったのは雇い主の地主だ。この、プーランなりの「モラル・エコノミー (Moral Economy)」の論理は、正当な取り分を断固として主張し、対抗する暴力によって取り戻そうとする姿勢に表れた。たとえば、妹と自分が草刈りした後、賃金を払おうとしない雇い主を脅して支払させたという逸話が語られている。強くなければ舐められる、舐められたら生きていけない。賢くて勇気があり、家族に対して強い責任感を背負った少女が、厳しい貧しさの中で学んだのは、ジャングルのような掟だった<sup>4)</sup>。

もっとも、プーランの育ち方は、当時のインドの農村に暮らす、貧しい家族の中ではごく普通のものであった。同じカースト、同じ親族の中で土地や財産をめぐる争いが起こり、勝ち組と負け組が出てきてしまう。プーランの伯父一家のように、カーストが高くなくても、土地を増やし、りっぱな家を建て、村の長老に一目置かれるほど、社会的な上昇を遂げようとする農民も登場する。だからこそ逆に、プーランの父親のように、親族との競争に負けて、うだつが上がらず、ますます落ちぶれる者もいた。過疎の農村にも、世の中の波に乗った「出世」と「没落」があり、カースト身分が高いから威張られるとは限らない、身分の低い農民たちの「下克上」の時代が始まっていたのである。

### 3. ジェンダー的な暴力の告発—1970-80年代

インドで性差に基づく社会的な格差への認識が広がると、まもなく、そうした格差が不当な抑圧や暴力によって維持されているという批判の声が上がってきた。とくに、レイプに対する批判も激しく湧き起こった。それを反映して、国際社会において「女性に対する暴力 (violence against women)」という概念が注目されるようになった1980年代後半から1990年代、インドや南アジアにおけるジェンダー論が大きく貢献することになった。

E・ハーグは、レイプについて以下のように説明する。

すべてのレイプは、それが犯罪として起こったのはどこか、いつなのか、犯人は誰かといった問題にかかわらず、権力、支配、侮辱、軽蔑の経験である。レイプの対象が女性か、女の子か、男の子か、それとも男性かにかかわらず、レイピストは権力を持つ者となり、レイプの犠牲者を屈従させる。レイプについての全体的なコンテキストと犯罪行為そのものに滲み出てくるの

は、権力関係なのである。レイプの犠牲者は、物理的に、そして心理的に性的な行動を強制されるのである [Hague 1997: 51]。

ハーグが注意を促しているように、古典的なフェミニストのように、男性=レイプの加害者、女性=レイプの被害者という書き割りの捉え方は間違っている。けれども、「社会が権力の担い手として男性性を構築し、家父長制を通じてその権力的支配を維持するために、女性性を従属させる [Hague 1997: 51]」。したがって、圧倒的に男性がレイプの加害者となる事例が多い。

男性がレイプするのは、男性が女性に対して持つある種の権力のためである。その権力は、現実的で、具体的で、一人の人間の身体によって他の人間の身体に対して行使されるものであり、実際にそうする権利があると感じる者によって行使されるのであり、公的にも私的にも行使されるのである [Dworkin 1993: 14]。

要するに、レイプもまた社会的な状況の中で、具体的な形をとって現れる。ラダ・クマールは、インドのレイプについて、次のように記述する。

レイプは、インドにおいては、ごく普通によくある女性に対する犯罪であり、膨大な数の文書が出されているだけでなく、その中にはいろいろなタイプのものがある。たとえば、「地主のレイプ (landlord rape)」と呼ばれるものがある。これは、「君主の支配権 (droit du seigneur)」として、地主が賃金を払って雇っている女奴隷か、あるいは男奴隷の妻をレイプすることを指している。「権威を持つ者によるレイプ (rape by those in authority)」というものもある。これは、職場で雇用されている女性や若い女性を目上の者がレイプする事例である。「カースト・レイプ (caste rape)」というものもある。カースト的な階層社会の中で、「部族 (tribals)」と呼ばれる人々のように低いカーストやアウトカーストの女性がレイプされる事例である。同じように、他にもたくさんのレイプの分類がある。階級的なレイプ (class rape)、警官によるレイプ (police rape)、兵士によるレイプ (army rape)。さらに、インドの法の下ではまだ認識されているに至らないレイプもある。たとえば、夫婦間のレイプ (marital rape)、家族の中のレイプ (rape within a family)、未成年のレイプ (rape of minors)、売春婦のレイプ (rape of prostitutes) など [Kumar 1993: 132]。

この引用文からも、インドにおけるレイプ事件の多くが、社会的な強者が弱者を虐げるために、弱い立場の女性をレイプして見せしめにするという、懲罰行為として行われていたことがわかる。加害者と被害者の間には、軍人・警察・役人と住民、大地主と小作や農業労働者、高いカーストと



低いカーストといった、非対称的な社会関係がある。ジェンダー的な支配の秩序と国家や社会の支配の秩序が交差して、具体的な差別や暴力を生み出しているのである。

その結果、圧倒的な数のレイプが、警察には届けられず、泣き寝入りのままに終わりやすい。古い農村社会であれば、「法と秩序」を守るべき警察が、カースト身分も高く権力や権威を備えたレイプ犯の味方であることが通常で、被害者が下手に通告などすれば、報復のほうが恐ろしい。けれども、1970年代後半から80年代には、状況が急変していくこととなった。警察発表によれば、全国のレイプ数は、1972年に2,562件、1978年に3,283件、1986年に7,317件、1987年に7,645件と右肩上がり伸びた。この変化は、レイプ事件が急増したからというよりも、農村の政治的・社会的状況が変わり、警察に届け出る被害者が増えたことを指していると言われている。そうした変化を可能にしたのは、より貧しい人々が動かす民主主義的な政治へ動きであり、それに促された女性運動の活発化であった。

1980年にマハーラーシュトラ州でマトゥーラという名の女性が警官にレイプされた事件は、全国的にも画期となった。当初、被害女性の品行の悪さのほう为非難され、裁判所は加害者の罪を軽くする判決を出したが、これに対して強い抗議運動が起こった。市民運動の盛んであったボンベイを拠点に、「レイプに反対するフォーラム (Forum Against Rape)」が複数のフェミニスト団体のネットワークとして組織され、3月8日の「国際女性の日」に大デモを行った。同じ年、首都デリーに近いハリヤナ州バグパットで警官が女性をレイプし裸で街頭を歩かせるというスキャンダラスな事件が起こり、大統領と国会議員が視察して対処するという問題にまで発展した。そうした背景から、レイプに関する法が改正され、被害者の側の挙証責任を軽くしながら、量刑を加重するという方向が示された。

ジェンダー的な意識の高まりとともに、レイプのみならず、「家庭内暴力 (Domestic Violence: DV)」と位置づけられるような暴力も注目されるようになった。妻や子に対する暴力や虐待、少女への性的虐待、夫のネグレクトなどである。伝統・慣習・宗教などによって正当化されてきたものが、新しい視点から問題視されるようになった。結婚する娘への財産分けであるとともに、新婦の家族から新郎の家族への贈り物であるダウリーと、それにまつわる「ダウリー殺人」と呼ばれるような事件も、強い批判に晒されるようになった。長い間、ほとんど刑事事件にも取り上げられなかったが、1975年にハイデラバードやデリーで抗議運動が起こり、女性団体による活動やメディアでの論争の後、反ダウリー法が制定されるまで発展した [Kumar 1993: 127-142]。

さて、同じ頃、少女のプーランは、どんな人生を歩んでいたか。

まず、結婚である。十代になったばかりのプーランは、姉が嫁入りしてまもなく、縁談が進められた。相手は川向こうの村の年長の男性で、ある日、ダウリーの条件を交渉しにやってきた。父親は、花婿の前に、「処女です」「誰もまだ手をかけていない生娘です」と言い、相手は「そんなのは当然だが…何が欲しいかな」と切り出して、父親は現金を望んだが、この婿は「乳牛と自転車がいいな」と答えた。母親は「ガウナ (gauna) の取り決め」を望み、3年間は実家にいられるように願い、夫はその条件

が決まると、百ルピーを上増しした。姉のときよりも見落とりがしたと言いながらも、両親はまた精一杯の借金で結婚式を執り行ったという。

女兒が幼いうちに結婚させる「幼児婚 (child marriage)」は、独立後の憲法では禁止されているが、プーランのような事例は後を絶たない。とはいえ通常は、結婚式で夫婦が結ばれた後、妻が十分に成熟して初潮を迎えるまでは親元で暮らす慣習がある。けれども、結婚式から数ヶ月後、夫はついてこないなら離縁すると脅して、突然彼女を自分の家に連れて行った。その後のプーランは、誰も知らない夫の村で、家に閉じ込められて、暴力を振るわれ、性的な虐待も含めて酷い扱いを受け、食事も満足に与えられず、奴隷のように働かされた。彼の最初の妻は、14才で最初の出産をして命を落とした、と聞かされた。プーランが病気で死にかけているという噂を聞いて、父親が連れに来るが、夫は「だまされたのは自分のほうだ」と言い、1万ルピー払わないと返さないぞと脅した。

地元の社会では、出戻りは家族の恥であり、夫が離縁しなければ再婚もできない。女性が単身で暮らせない社会では、将来が失われたことを意味する。けれども、虐待に耐えかねたプーランが、それすら覚悟して実家に戻ったため、親族の争いは警察を巻き込む泥沼の騒動に拡大した。ニームの木を切り倒しにきた従兄の邪魔に入ったプーランは、騒動を起こしたと警察に捕らえられ、その後、複数の警官に強姦された。母親は2万ルピーの保釈金を支払ってプーランを釈放してもらおうが、村の中に居場所がなくなり、姉の嫁ぎ先に身を潜めた。

その間に従兄の家が盗賊に襲われ、プーランが盗賊の影で糸を引いていたという噂が流された。同じ日に、プーランは姉に付き添って病院に行き、公的な書類に指紋を押捺していたので、盗賊行為に関与できないことは証明されていたにもかかわらず、プーランは再び逮捕される。そしてまた、警察で厳しい取り調べを受け、3週間も留め置かれた。母親が無実を訴えるが、警察は貧しい女性には耳を貸さない。警官は何も言うなと脅すので、プーランは裁判で一旦は留置されている最中で有罪を認めたものの、裁判所では無罪を主張し、彼女に対する暴行の跡があまりにも露骨だったため、裁判官は無罪の判決を下して彼女を釈放した。しかし、このときもまた、両親は借金をして弁護士費用を工面した [Kumar 1993: 15-16]<sup>5)</sup>。

こうした揉め事の最中のある日、プーランはタークルの率いる盗賊団に誘拐され、ジャングルに引き込まれた。当初、盗賊団の首領が殺す手はずだったとされるが、首領はプーランを仲間の前で強制的に強姦した上で、自分の「愛人」として取り扱うことに決めたという。こうして、辛うじて生き延びたものの、プーランは首領の「愛人」にならざるをえなかった。その背景には、盗賊団の中でも、タークルという高いカーストの首領の下で低いカーストの者が使われるという、カースト的な差別が存在していた。伝えられるところによれば、ジャムナ川流域に住む漁民カーストのマッター族の出身であったプーランに、同じマッター・カースト出身でこの盗賊団に加わっていたヴィクラムが思いを寄せ、ついに首領を殺害して、二人で逃げ出して盗賊団を形成した。こうして、マッターの率いるプーラン＝ヴィクラム盗賊団が成立したのである [竹中 2010: 39-46]。

以上は、プーランがまだ誰にも知られない存在だった頃の話である。したがって、彼女の記憶によって、デフォルメされた物語である。けれども、出来事の要素を結び付けていくと、暴力的な虐待の人生が浮き上がる。幼くして嫁がされた先での夫によるレイプ、虐待と監禁、食事や医療のケアも与えないネグレクト。ダウリー殺人に限りなく接近するほどの状況であった。さらに、婚家から実家に帰ると、村人の差別のみならず、従兄や夫によるハラスメントが続けられた、それが高じて、警察や盗賊をも巻き込んだハラスメントとなった。警官がプーランを不当逮捕しただけでなく、留置期間に集団レイプを受けたことは、地元では事件にならなかった。こうした警官のレイプは珍しくなく、人権と生命を守るべき法の執行機関が、逆にそれらを侵害する主体となっていた。後に、プーランが、警察ではなく盗賊に拉致されたときには、今度は盗賊から、同じようなレイプの被害を受けることになった。どちらに行っても、少女は苛酷な性暴力に見舞われた。

このように、親族内での財産をめぐる骨肉の争いから悲劇が生まれ、村の政治も、警察や裁判所も、そして盗賊も、それぞれの利益からこの争いに荷担し、その度にプーランはレイプされ、傷つけられた。十代の彼女は、明らかに虐待と性暴力の「犠牲者 (victim)」であった。だが、プーランは、そうした虐待と暴力の「犠牲者」に止まらず、繰り返し「生存者 (survivor)」として生き返った。彼女独特の強さと賢さがあったからだと言えるが、逆に言えば、彼女の周りには、人権を保障する政府も、人権救済を展開する NGO も存在しなかった。同時代に展開し始めていた、「女性の地位向上」を呼びかける運動や政策も、プーランには届かなかった。彼女に助けの手を差し伸べたのは、彼女を叩きながらも命がけで守ってきた強い母親と、やさしい姉とその夫、そのほか近くの女性たちであった。

プーランが語る言葉の中から、逆境の中で彼女を支えたのは、「強くなければ舐められる、舐められたら生きていけない」というジャングルの掟と、「自分たちの権利が不当に奪われる」現状を逆転させたいという、「モラル・エコノミー」への信念であったと読み取れるだろう。当時の彼女の頭の中には、エリートの女性たちが獲得しつつあったフェミニズムの思想や、人権活動家や NGO の手にある法律や政策の言葉は、まるで存在していなかった。そのような思想の果実が、読み書きのできない貧しい農民に届く環境が、まだ作られていなかったからである。したがって、彼女の信念は、バグワティマターのような土着の強い女神へと向けられ、彼女は、誰にも負けない盗賊として生き延び、「敵」としての盗賊や警察に対して「正当な復讐」を果たすことを祈ったのである。今から振り返ってみれば、それが自らの傷を癒す、独特な自己救済であったとも解釈できる<sup>6)</sup>。

#### 4. ジェンダー的な暴力の威嚇

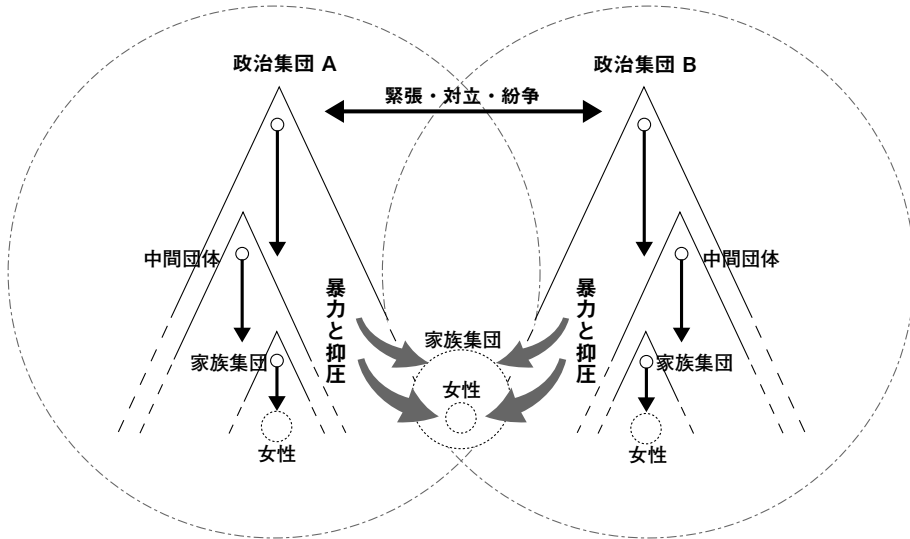
1980年代に積み重ねられたインドや南アジアの女性運動やジェンダー研究は、欧米のフェミニズムの展開とともに、世界の流れに影響を与えた。1993年に国連総会は女性に対する暴力撤廃宣言を採択し、95年第4回世界女性会議は「女性に対する暴力」の禁止を含む北京宣言を採択した。

興味深いことに、現代世界においては、女性の連帯と女性の権利を擁護し主張する運動が強まるほど、それを阻止しようとする反動の動きも強まるという、「ジェンダー的なダイナミクス (gender dynamics)」の特徴が指摘できる。インドでは、1980年代から2000代初めにかけて、そのようなジェンダー政治が顕著に観察された。家庭の外で仕事を持って働く優秀な女性が、家庭の中では夫の厳しい暴力に晒されるという、「家庭内暴力」のダイナミズムと類似している。大きな社会の中でも、女性が台頭してくると、宗教、民族、伝統などの規範を持ち出して、女性を統制しようとする動きが起こってくるのである。しかも、政治の世界の中で、従来とは異なる権力闘争が展開され、宗教や民族への忠誠を求める動きが選挙をめぐる過程で、票田を固め、敵陣の士気を削ぎ、選挙で勝利して財源や就職先を獲得するために、ジェンダー的な反動の論理が利用されたといえる。

図1では、こうしたジェンダー的暴力の集団的メカニズムをなるべくわかりやすく示してみた。対立する集団Aと集団Bが存在する場合、それぞれの集団的な結束力を高めるために、宗教や民族に関わる伝統や慣習が利用され、社会秩序の象徴として、女性に対する抑圧や暴力が強められる、というダイナミクスを示している。伝統や慣習に則って「貞淑な女性」として振る舞うよう、支配的な勢力やそれに従う中間的な団体・地域社会・血縁集団などによって、女性への統制が正当化される。このような統制を、図の中では「下向きの矢印↓」によって示したが、統制の圧力は、女性だけでなく、人種とか宗教とか言語とか、病気や障害、異なる思想を抱いているなどといった、多様な形で集団の主流からはずれがちな人々、すなわち集団の端っこにいるマイノリティの人々に対しては、一様に加えられやすい。支配勢力の統制に従わない人々は、「淫らな女性」「非国民」「異教徒」などの批判を浴びて、暴力を含めて厳しい制裁を受ける恐れがある。アフガニスタンにおけるタリバーンの女性に対する統制は、その一つの事例である。

さらに、集団的な対立が厳しい状況においては、集団の中の構成員としての女性、いわば「身内の女性」が抑圧されると並んで、対立する集団の側の「敵の女性」にも暴力的な攻撃が加えられやすい。暴力的な紛争においても、軍隊や武装集団の間で戦闘が展開されるだけでなく、「敵」の戦闘員が守るはずの非戦闘員に対して、とくに女性に対して攻撃が加えられ、レイプのような身体的暴行が正当化されるという事態が、しばしば起こってきた。言説においてだけでなく、行為の上で、自分たちが「敵の男性」に勝利し、その具体的な証明として「敵の女性」の身体を「占領」するのである。まさに、ジェンダー的な暴力の集団的メカニズムである [竹中 2006: 318-321]。

<図1 ジェンダー的暴力の集団的メカニズム>



1980年代から1990年代のインドで、女性の生き方や女性に対する処遇が異なるコミュニティ間の厳しい政治的な争点となったことは偶然ではない。原告の女性本人の名前をとった「シャー・バーノー（Shah Bano）訴訟」とそれをめぐる政治的な対立は、インド社会に大きな傷を残した。離婚された前の妻に対して別れた夫は扶養金を支払う義務を負うかという、ある意味ではきわめて単純な事例をめぐって、この夫婦がイスラーム教徒だったことから、国家の下での宗教的な平等や保護を謳った「インド型世俗主義」の体制自体が問われる事件にまで拡大した。国民の中の少数派であるイスラーム教徒のために制定された民法、あるいはシャリーアにまで遡った論議となり、具体的にはヒンドゥー至上主義勢力がイスラーム教徒を攻撃するきっかけとなったからである。

対照的に、国民の多数派を占めるヒンドゥーの側でも、女性のあり方が大きな政治問題になった。その焦点となったのは、大多数の国民には関係ないが、ヒンドゥー社会においては象徴的に重い問題としての「サティー」であった。寡婦殉死、すなわち夫が死去した後の火葬の場で妻が自殺するこの慣行が、ラージャスターン州で1987年に実際に起こり、その際に殉死した女性、ループ・カンワールの事件が、従来ない論議と対立を呼び起こした。独立後も40件余りのサティーが起こったとされていたが、ループ・カンワール事件は、メディアや女性運動を巻き込んで、全国的な政治問題となった [竹中 2000: 224-228]。

こうしたヒンドゥー側の動きは、西南アジアおよび中東に広がる地域の政治や、インド・パキスタンに隣接するアフガニスタンの内戦における政情とも深く関わっていた。1970年代末から1980年代前半にかけてのイラン・イスラーム革命、急進化・暴力化の様相を強めたパレスティナでの抗争、アフガニスタン内戦におけるイスラーム武装勢力の強まりとパキスタン軍の支援、それらの影響

を受けた世界的なイスラーム・ファンダメンタリズムの展開などである。国内では多数派を占めるヒンドゥーの人々に過激な思想と運動を訴えていこうとする輩にとって、目立った事件を引き起こしている内外のイスラーム勢力を引き合いに出して、それへの対抗を訴えるということは、魅力的な戦術であった。

また、インドとパキスタンの間で紛争の続くカシミールでは、1980年代末から1990年代初めと1990年代末から2000年代初めに、アフガニスタンでの内戦や戦争と連動して、パキスタン軍を後ろ盾とするイスラーム武装勢力の攻撃が活発化し、インド軍による鎮圧行動も激しさを増した。そのような紛争の過程で、当然兵士や武装勢力の衝突が多発したが、その間に挟まれて、非武装の住民が弾圧や性暴力の犠牲となったのである。「カシミールでは、軍(Security Forces)と武装勢力(militants)のどちらもが、懲罰・恐喝・強制・侮辱・陵辱という目的で、システムティックに兵器としてレイプを利用してきた」と、武力紛争とジェンダーを分析したジェンダー研究者リタ・マンチャンドは書いている [Manchanda 2001: 73; 竹中 2004: 333]。

時代の波というものがあるが、この時期には、ヒンドゥーやイスラーム、さらに他の宗教や民族を掲げる集団においても、排外主義的な思想が人気を呼び、「暴力の政治」も蔓延した。ただし、それに抗する動きもあったことは重要である。農村地域では、ヒンドゥー主義を振りかざす高いカーストの地主に対して、農耕カーストに属す人々が自らのカーストを支持基盤とする地方の政党を支持する傾向が強かった。たとえば、ウッタル・プラデーシュ州の社会党やビハール州の民族ジャナタ・ダルは、かつてはジャナタ連合の一角を占めるインド人民党と手をつないで会議派に対抗したが、1990年代にはヒンドゥー至上主義を鼓舞する人民党を抑えるために、会議派や共産党とも手を組んだ。もっとも、「インド型世俗主義」の擁護を求めた諸政党には、ジャナタ連合時代に導入した「他の後進諸階級 (Other Backward Classes: OBC)」制度の恩恵を受ける農民層の支持だけでなく、憲法上の優遇政策を保障されてきた「指定カースト・指定部族 (Scheduled Castes & Scheduled Tribes: SC/ST)」やマイノリティとしてのイスラームの人々の支持を獲得して支持基盤を確保するという、具体的な選挙戦略もあった<sup>7)</sup>。

国の政治がこのように激動した1980年代から1990年代半ばまで、プーランは刑務所の塀の中にいた。そして、ようやく11年後に釈放されることになる。ウッタル・プラデーシュ州の政治を動かす最有力者で、OBCの中心であるヤーダヴ・カーストの人々を組織した社会党のムラヤム・シン・ヤータヴが、プーランの人気を利用し、政治家への道を歩ませようとしたからである。その結果、「サティール」を褒め、イスラーム弾圧を呼びかけるようなヒンドゥー右翼の風が吹き荒れていた地で、インド人民党の代議士候補に真っ向から挑戦する社会党の有力な政治家として、プーランは再び人々の前に姿を現したのである。身分が高く豊かな人々に牛耳られる政治、役所や警察の横暴、文字の書けない農民の屈従。これらは、インドの貧しい農民なら、誰もが経験してきた苦しみである。社会党の支持者を前に、プーランの過去は、強盗事件を引き起こした犯罪者の経歴ではなく、何重も

の抑圧にも負けず、さらに男性の虐待すらも跳ね返して生き延びた、戦う女神のような強い女性の物語として語られたのであった [竹中 2010: 53-54]。

### 5. プーラン・デーヴィー—<sup>サバイバー</sup>生存者、<sup>アベンジャー</sup>復讐者、<sup>リフォーマー</sup>改革者

ここまで、1970年代半ばから21世紀初めまで、現代インドの民主主義の動きとジェンダーの視角を交差させながら、「盗賊の女王」と呼ばれたプーラン・デーヴィーの人生を重ね合わせて考えてきた。それらを踏まえて、大きな変動を遂げてきたインド社会の中で、プーランという女性が、どのような経験をし、どのような生き方をし、社会の側からどのような役割や価値付けが与えられてきたのか、という点を考察してみたい。

プーランという女性は、誕生から成長するまで、名も無き民の、見捨てられてもおかしくない子どもにすぎなかった。幼い頃から満身に食事ができず、それでも親を助けて小さな妹や弟の面倒を見、働いてお金を稼ぎながら大きくなった。親や親戚や村人たち、つまり周りの大人たちに苛酷に扱われ、暴力的な虐待や「幼児婚」の後の性暴力も経験した少女である。命がけで夫の迫害から逃げ出した後、十代の間に盗賊として活動し始めた。けれども、盗賊としての「活躍」が目立ち始めると、警察に追及され、地元だけでなく全国でも広く知られる存在となった。いわば、犯罪者として有名人になったのである。

プーランは、インドの人々にとってどんな存在だったのか。いいかえれば、なぜそれほどの人気を集めたのか。

イギリスの社会史家ホブズボームの「盗賊論」に参照して考えてみたい。彼は、著書『盗賊(Bandits)』の中で、「無法者(outlaw)」や「義賊」に目を向け、資本主義的な市場経済や近代的な国家によって引き起こされた伝統的な農村社会の動揺が始まった地域、あるいは西欧大国の帝国主義的支配の下での植民地化が進められ社会的な変容を余儀なくされた地域で、「社会的な盗賊(social bandits)」が伝統社会の側の抵抗する主体として登場したという仮説を提起した。「この種の社会的な盗賊は、もともと普遍的な社会現象」であり、「中国でもインドネシアでも、ペルーでもウクライナでも」、つまり世界のさまざまな地域で「同一の現象が見られた」とし、次のように説明している。

山や森で、法や政府の手の届かないところで一団となった男たち（伝統的に女性はほとんどいない）が、武装して暴力を使い、略奪・強盗・その他の方法で犠牲者に自分たちの意志を強要する。同時に、そうすることで、盗賊たちは政治・社会・経済的な秩序に挑戦している。つまり、権力や法や資源をコントロールする権利と力を持つ者たちに挑戦するのである。これが、階級的に分裂し国家の支配する社会において、盗賊が担う歴史的な意義である。この本のテーマである「社会的な盗賊」こそが、こうした挑戦の一面を表している [Hobsbawm 2000: 7]。

ホズボームのいう「社会的な盗賊」とは、ただの盗人ではなく、民衆の支持を集めて一種の英雄神話を作り出すような人々で、かつてのヨーロッパでは、「貧しい紳士強盗」「盗賊郷紳」「強盗騎士」などとも呼ばれた。農耕や牧畜で暮らしを支える貧しい農民が、「領主、町、政府、法律家、さらに銀行」など、自分たちとは身分の異なる人々や他所から来た人々によって統治され、抑圧され、搾取されている社会では、3つの型の「社会的な盗賊」が見られるという。第一に、ロビン・フッド型の「泥棒貴族 (noble robber)」<sup>7)</sup>、第二に、東ヨーロッパやバルカン地方で「ハイドック (haiduk)」と呼ばれるような、遊牧的に原始的な抵抗を行う戦士やゲリラ勢力、第三に、恐怖を引き起こす仇討ち型の「復讐者 (avenger)」である。

ロビン・フッド型の「泥棒貴族」は、民衆の期待する英雄イメージを呼び起こすが、その中にホズボームは9つの要素をあげる。(1) 政府や有力者の不正な行為の犠牲者が無法者になったという独特の出自を持つこと。(2) 彼が必ず「不正を正す」者であること、(3) 「富者から奪い貧者に与える」こと、(4) 自衛や正義の復讐の外は殺人を行わないこと、(5) 盗賊を辞めて、いつかは村に名誉の凱旋をすること、いいかれば、自分の生まれ故郷の人々をけっして見捨てないこと、(6) 民衆に賞賛され支援されること、(7) 彼が捕らえられるとしたら、民衆の敵の裏切り者のためだということ、(8) 自由に隠れられて不死身なこと、(9) 彼は王や皇帝の敵ではなく、地主・僧侶・その他の抑圧的な人々の敵であること。

つまり、「実際はどうあれ、盗賊が正義を果たす主体であり、道徳を再興する者であり、自分自身もそのように考えることには、疑いがない」のであった [Hobsbawm 2000: 46-62]。

次に「ハイドック」型の盗賊である。「自分たちの土地から追い立てられ、あるいは農奴制から逃散した男たちから成る、自由で武装し戦闘する人々の集団であり、コミュニティである。最初は自然発生的に生まれるが、後により組織的に形成される」という。「自由な農民層から生まれた軍事的な階層」、そして「家畜を追う者 (cattle-drover)」である。無法で残虐な行為で知られる「ハイドック」は、農民の味方とは限らず、領主の味方にもなるが、武装勢力としての破壊力を持ち、自由奔放に動き回る。しかも、社会的な周縁性を体現し、一種の「伝統社会からの反乱」の性格を帯びる。しかし、ロビン・フッド型の個人的な英雄とは異なり、特定の社会集団を背景とするため、より持続的で組織化された反抗を作り出す可能性がある [Hobsbawm 2000: 77-90]。

最後の型が、「復讐者」である。「社会的な盗賊」としての英雄崇拜には、残虐な暴力を行使しないことへの期待が込められている。「にもかかわらず、偶然犯したとは言えないような、恐ろしい残酷な暴力をふるった盗賊を前にしたとき、その恐ろしさこそが、彼らのパブリックなイメージの重要な部分を成すという、一見奇妙な現象がある」。それはなぜなのか。「彼らの魅力は、正義を行う者のものではない。けれども、復讐や報復は、血で血を洗う状況の社会では、かえって正義と切り離せない。したがって、盗賊が、貧しくて弱い人々も恐ろしい力を発揮できることを証明する点で、魅力を発揮するのである [Hobsbawm 2000: 63-76]」<sup>8)</sup>。



ホズボームは、女性と盗賊についても論じている。彼は、女盗賊は少ないが、世界各地で、男性に混じって女盗賊が登場してきたと、読者の注意を喚起する。そして、盗賊と関わって生きる女性について、3つの型を指摘している。(1) 男性の盗賊の「愛人 (lover)」である。強盗行為にはレイプや殺人が付きものだが、女性に暴力をふるうことを許さない盗賊は、女性の守護神として、民衆の人気を集めやすい。けれども、首領の「愛人」は里に置かれることが多い。女性が活動の邪魔になり、女性の安全が脅かされるという理由だけでなく、女性が中に入ると、男性盗賊の間で取り合いが始まり、組織分裂の危険が高まるからである。(2) 村にいる「愛人」が、合法的な社会と盗賊団をつなぎ、彼らを匿い助ける役割を果たすという場合である。(3) 女性自身が盗賊となる場合である。20世紀前半のペルーでは、「馬乗り女性」「名狙撃手」として知られる勇敢な女盗賊たちが登場した。また、1799-1860年代に、アメリカの先住民系の女性盗賊マルティナ・チャパナイは、愛人とともに戦った。19世紀の中国では、太平天国の乱の後、多数の女性盗賊が記録されているが、スー・サニアンは、「富者を殺し貧者を救う」英雄として多くの詩に謳われた [Hobsbawm 2000: 148]。

とはいえ、女性たちが盗賊になった理由は、復讐を果たすためだとする。「典型的なのは、殺された夫の仇討ちのために盗賊となったというものであり、数はやや少ないが、殺された家族の仇討ちのために盗賊となったというものもある」。

復讐こそが、アンダルシアの女性盗賊を突き動かしたものであった……一九世紀の記録に残ったのは、(男装した) ルチェーナのトラルバ、マリマチョと呼ばれたマルケス・ザフラである。それだけでなく、「セラナ (*serrana*)」、つまり「山の女性たち」として、特別な盗賊神話を残した。典型的なセラナはただの無法者ではなく、自分の「名誉が奪われた」、すなわち「処女を奪われた」ために、男性に復讐したとされる [Hobsbawm 2000: 148-149]。

男性の場合にも、復讐は第1の理由にあがる。「『名誉』を守ることは、女性の性的な『名誉』を守ることとほぼ同義とされ、地中海や海外のラテン系の世界における古典的な盗賊地域におけるもっとも重要で第一義的な動機である [Hobsbawm 2000: 149]」。

さて、以上のようなホズボームの「盗賊論」に照らすとき、プーラン・デーヴィーはどのような盗賊だったと考えられるだろうか。

まず、プーランは、第1の型、つまりロビン・フッドのような「不正を正す」盗賊だろうか。これについては、論議が大きく分かれるだろう。農民たちに盗んだ富を分けたという「正義の味方」の神話も、プーランが逮捕された頃には強かったが、すでに長い時間が経って、犯罪者として訴追され、しかもプーランの強盗団に襲われた人々の声が伝えられると、そう簡単にはロビン・フッドの地位を与えられそうもない。

第2の「ハイドック」的な性格については、ある程度の妥当性が指摘できる。プーランの出身地

であるウツタル・プラデーシュ州、その周辺のマディヤ・プラデーシュ州、ラージャスターン州にまたがる地域は、「ダコイト (dacoit)」という盗賊団を昔から生み出してきた、歴史的な場所である。王国や帝国が盛衰する歴史の中で、中央アジアや西アジアから武装勢力として流入してこの地域に根付いた人々、滅びた王国に雇われていて、後に仕事を無くした元兵士たち、山々や砂漠を移動する先住民の人々とともに、こうした人々と混淆しながら農耕を営む農民たちが暮らしてきた。農民の間でも、領主や役人が理不尽な地代や税を要求すると武器を持って立ち上がり、謀反人として追われれば、ジャングルや山に逃げ込んで盗賊となるという伝統が培われてきた。プーランも、マーリーという漁民カーストに属す農民だったが、犯罪者として追われる過程で盗賊団に加わり、後に盗賊団における高カーストのタークルの支配、そして女性を虐げる暴力的な男性の支配に抵抗して、マーリーの仲間を作る盗賊団を結成した。ある意味で、プーランは、カースト差別やジェンダー差別に命がけて反抗した、現代インドの「ハイドック」であったと言えるのではないかと。

それでは、第3の「復讐者」型はどうか。筆者は、この役割こそが、プーランにとってもっとも重要なものではなかったかと考えている。国家の法をものともせず、地主や役人や警官を打ち倒す。女性でありながら、自分を辱めた男どもを自分の手で成敗する。常日頃は黙って辛抱している民衆にとって、胸のすくようなおもしろい出来事が、女盗賊の跋扈ではなかったか。

プーランの率いる盗賊団がベーマイ村を襲撃した事件は、有名である。1981年2月14日、プーランは、「紳士」という噂の高かった盗賊ムスタキームと手を組んで、愛人のヴィクラムの暗殺を仕組んだラーラ・ラームとシュリ・ラームへの仇討ちを計画し、彼らを匿しているという知らせのあったベーマイ村を襲った。警察署長 (SP) のバッジを付けたプーランは、40名ほどの部下を率いて村を襲撃し、二人の身柄と家財を引き渡せと要求した。村人たちは川辺に並ばされ、合計22名が「処刑」された<sup>9)</sup>。刑法上は、あくまでも強盗殺人事件である。しかし、襲った側の言い分は異なる。頭のプーランを辱めた男たちと彼らを匿う人々に対する復讐が目的で、あくまでも正義の鉄槌だったと主張しているのである。こうした事情は、日頃から我慢を重ねている村人たちには、身に染みて理解できるものだった。赤いショールを巻き、男の部下を颯爽と引き連れ、警察の鼻をあかすうら若い農民の女性。自分を辱めた相手をけっして許さず、死ぬほどの目にあっても立ち上がって復讐を遂げるしたたかさ。自分の家族や仲間の村人に、女神の寺に、盗品を分け与える気前の良さ。「復讐者」としての「盗賊の女王」に、喝采が向けられたのである [Hobsbawm 2000: 145]。

最後に、ここまでの検討を踏まえて、「ジェンダー、暴力、暴力の克服」という主題に結びつけて、プーランの人生を総括してみたい。

プーランは、家族や親類、村の有力者、警察、盗賊など、さまざまな人々によって暴力を振るわれ、こうした人々に性的な暴力も加えられて、誰よりも凄まじい暴力の「犠牲者」であった。子ども、少女、女性、貧しさ、カーストの低さ、教育の無さなど、幾重もの社会的な「周縁性」を体現していたがゆえに、暴力の「犠牲者」となったのである。同時に、小さな子どものときから惜しみなく発揮さ

れた反抗精神によって、持てる限りの暴力を使って自分や家族を守ろうとして戦い、盗賊となった後は、武器を使って自分と自分に従う人々を守ろうとした。ここに、暴力の「犠牲者」であったがゆえに、生き延びるために暴力の「加害者」に転じていったという、「暴力の連鎖」を読み取ることができる。

ことに、プーランの人生には、「レイプ」という、女性の尊厳を踏みにじる「女性に対する暴力」が深く関わっている。女性の貞操が厳しく求められる社会では、暴力的な被害を受けた女性が救済されるどころか、「被害者」のほうが、自分の家族や血縁集団の「名誉」を貶めた「汚れた女」として軽蔑され、社会的な責めを負わされるのが一般である。「世間体」を気にする身内の人々に見捨てられ、夫などから暴力的な虐待を受けることは珍しくない。しかし、すでに世間の外に逃げ出し、盗賊の手下を率いたプーランは、レイプ犯に復讐する力を獲得していた。彼女は、フェミニズムや女性運動とは無縁な弱肉強食の世界で、バグワティマターという女神の声を盾に復讐を行い、独特の自己救済方法によって「復讐者」となり、「生存者<sup>サバイバー</sup>」となった。少し違う言い方をすれば、恐ろしい破壊力を誇る女神に並ぶカリスマを獲得した女盗賊としての姿は、男性優位主義的な秩序の下での「客体 (object)」としての女性から、抵抗し攻撃する力を持つ「主体 (subject)」としての女性への転換を象徴していた。

プーランが武器を置いて投降したとき、つまり非武装化を受け入れたとき、盗賊として名を挙げた彼女の姿を「一目拝む(*darshan*)」ために、数千人の農民が繰り出したことをメディアは伝えた。そして、このときの記憶によって、彼女は、1990年代には社会党の議員候補として選挙という戦いに出陣することになったのである。政治の中での戦いは、銃撃戦ではなかった。戦いの後も死は訪れないはずだった。著者が2000-2001年プーランにインタビューしたときに、彼女の理解していた政治とは、権力を手にすることで、人々の期待に応え、財源や就職先を活用して、若い世代を育てていく仕事であり、まさに民主主義的な代表の政治、改革の政治であったと思う [竹中 2010: 295-323] <sup>10)</sup>。

「ジェンダー、暴力、暴力の克服」という、本稿のタイトルに照らすとき、違法で暴力的な「復讐者」から合法的で非暴力的な「改革者<sup>リフォーマー</sup>」への転身を遂げた、人生後半のプーランは、民主主義的な方法による「暴力の克服」を体現していたとも考えられる。1980年代から1990年代、彼女の故郷においても、貧しい農民を代表する諸政党が選挙で勝利し、そのような政府が何度も樹立されて、警察や裁判所は、以前よりもという限定的な範囲ではあるが、貧しい人々や女性に耳を傾け、手助けするようになった。女性主体のNGOも活動を広げ、2000年代にはさらにそれが促進された。このような変化の中で、プーランもまた銃を使う暴力に訴えるのではなく、自らの学習と議員活動によって貧しい仲間たちを助けようとしたといえるだろう。しかし、過去の世界に属す暴力の輩たちの手が伸びた。2001年7月、プーラン暗殺を正義に掲げた「復讐者」が、議員宿舎の前で彼女を銃撃し、彼女は激動の生涯の幕を閉じたのである。その意味で、彼女の突然の死は、盗賊という経歴を持つかつての「復讐者」が民衆的で非暴力的な「改革者」に転身することを守りきれなかった、2001年時点のインド民主主義の現実と限界を映し出していたのかもしれない。

註

- 1) “The Gender Inequality Index (GII),” <http://hdr.undp.org/en/statistics/gii/> (2011年3月24日参照)
- 2) インド憲法の Article 14 and 15 が根拠となっている。
- 3) かつて「静かなる革命 (silent revolution)」という概念を提起したのは、社会学者のイングルハートである。国民国家の分断を克服し、ヨーロッパ統合を進めていくような社会的プロセスが、人々の意識や行動のレベルですでに大きく進み始めているという事態を「静かなる革命」という言葉で表現した。そうした変化に参照すれば、現代インドでは、長い歴史の中で権力から疎外されてきた女性を権力の場に本格的に招き入れるという「静かなる革命」の過程が展開していると考えerことは十分に可能である [Inglehart 1977]。
- 4) 「モラル・エコノミー (moral economy)」という概念は、E・P・トムソンが使った概念である。共同体的な社会において、地主と農民、職人親方と弟子、教会と信徒、国王と領民、夫と妻や子どもの間などで、経済的な利益のやりとりをめぐる、不均等な主体の間で保護と奉仕の義務のバランスが確保されるべきだという正当で道徳的な感覚が、伝統・慣習・宗教規範などによって保持されてきた、という議論である。トムソン自身は、中世の森林や共有地が次第に近代的な国家の所有地として囲い込まれ、それと併行して「法と秩序」の下に自由に活動して都合の悪い人々を取り締まった絶対主義国家の時代を描いている [Thompson 1975]。また、ジェームズ・C・スコットは、20世紀の東南アジアの農民運動について、伝統的な社会での規範に基づく反抗の契機として「モラル・エコノミー」を論じた [Scott 1974]。
- 5) 次のような報告が記述されている。プーランの出身地と同じウッタール・プラデーシュ州の「バーラーバンキーのクルシー警察署の警察官と署長 (SI) がハリジャン (かつてのアウトカースト、現在の指定カーストである SC) の村の女性をレイプして殺害した。軽罪のために夫を逮捕しに行ったが夫が逃げ出してしまったことがわかったので、妻を捉え、レイプ・拷問・殺害した後、自殺に見せかけて死体をぶらさげた」。あるいは、「ライプールのクンダ村の森林区の役人4人が、若い女性の家でレイプした。これは彼女の家が森林保護区の中にあるという理由で壊さなければならないと役人が宣告してきたので、彼女の父親がニューデリーの首相の下まで陳情に行っている間に起こったことである」 [People's Union For Civil Liberties and Democratic Rights: 1979]。  
地方の役人や警官は公務員として恵まれた地位にあり、1970年代まではほとんど高いカーストの子孫だったから、農村の地主や商人層と役人や警官が手をつないで貧しい小作や農業労働者、低いカーストの人々、森に住む先住民系の「部族」などを迫害することはしばしば起こった。そうしたカースト、貧富の格差と階級対立、地方権力、国家権力という絡み合いが、国家の法執行機関による女性に対する暴力という形で表出されたのである。ビハール州シングム県で軍事警察が部族の14名の女性をレイプし殺害した事件について、“Tribals: Women in Distress”, *India Today*, September 30, 1982、参照。  
紛争地域でも反政府勢力を掃討し取り締まる軍隊や警察によって女性に対するレイプや残虐な暴行事件が起こってきた。インドでは、たとえばそうした地域の一つであるカシミールにおいても、こうした犯罪が、警察にはまったく「ファイルされない」まま、国際的な人権団体によって調査され告発されてきた [竹中 2002: 192-201]。
- 6) 過去の暴力の「被害者」がなぜ未来の「加害者」に転じていくかという、「暴力の連鎖」という人間的な現象について、精神分析学者アリス・ミラーは、アドルフ・ヒトラーに関する仮説を提示する。後に国家の指導者としてユダヤ人絶滅計画を指揮したアドルフは、虐待されて育った子どもだった。父親の暴力と暴力についての母親の黙認の下で育った彼は、子どもとして生き延びるために、権威主義的で暴力的な支配を行う「加害者」としての父と自らを一体化し、弱者を軽蔑し虐める立場に立つことで、「犠牲者」としての自分を救ったと分析している [竹中 2002: 192-201; ミラー 1983]。
- 7) ラージニ・コタリー (Rajni Kothari) 氏に中溝和弥氏とともに行ったインタビュー (New Delhi, March 5, 2000)。
- 8) プーランの世代に先だって、ロビン・フッドのような義賊として記憶されていたのは、マルカーンという盗賊であった [Mukherjee and Singh 1985]。

- 9) ベーマイ村の虐殺事件の前後についての当時の優れた取材は、“Day of Reckoning”, *India Today* (March 1–15, 1981), pp.30–33.
- 10) 2000年と2001年、筆者はプーランに2回のインタビューを行い、「プーラン・デーヴィーとの対話」[竹中 2010b:295–323] としてまとめた。民主主義とともに女性と貧しい人々の救済とエンパワーメントの重要性について、彼女が繰り返し力説したことは、強い印象として残っている。

### 参考文献

- アリス・ミラー、1983、『魂の殺人—親は子どもに何をしたか』、山下公子（訳）、新曜社。
- 竹中千春、2000、「世界政治をジェンダー化する」、『グローバル・ポリティクス—世界の再構造化と新しい政治学』小林・遠藤（編）、224–228頁。
- 、2002、「武力紛争とジェンダー—国際政治の中の南アジア」、『国際政治』、第130号（2002年5月）、192–201頁。
- 、2003、「インドにおける国家・法・女性」、『2003年 年報政治学 性と女性』、59–63頁。
- 、2004、「女の平和—犠牲者から変革の主体へ」、『講座 戦争と現代 第5巻 平和秩序形成の課題』渡辺・和田（編）、大月書店、317–363頁。
- 、2006、「平和構築とジェンダー」、『平和政策』大芝亮・藤原帰一・山田哲也（編）、有斐閣、318–321頁。
- 、2010a、「国際政治のジェンダー・ダイナミクス—戦争・民主化・女性解放」、『国際政治』、161号、11–25頁。
- 、2010b、『盗賊のインド史—帝国・国家・無法者』、有志舎。
- 、2010c、「インド—貧しさと民主主義の競合」、『新版 アジアの政治経済入門』、有斐閣、280–283頁。
- 、2011、「南アジアにおけるジェンダーと政治—インド民主主義のジェンダー・ダイナミクス」、『ジェンダーと比較政治学』日本比較政治学会（編）、ミネルヴァ書房、195–196頁。
- Basu, Durga Das, 1998, *Constitutional Law of India*, Seventh Edition, New Delhi: Prentice-Hall of India.
- Bhasin, Kamla, 1993, *What is Patriarchy*, New Delhi: Kali for Women.
- Devi, Phoolan with Marie-Therese Cuny and Paul Bambali, I, 1996, *Phoolan Devi: The Autobiography of India's Bandit Queen*, London: Warner Books. (プーラン・デーヴィー、1997、『女盗賊プーラン』全二巻、武者圭子（訳）、草思社。)
- Dworkin, Andrea, 1993, “I Want a Twenty-four Truce during Which There Is No Rape,” in Emilie Buchwald, Pamela R. Fletcher and Martha Roth (eds.), *Transforming a Rape Culture*, Minneapolis: Milkweed Editions, pp. 11–22.
- Hague, Euan, 1997, “Rape, Power and Masculinity: The Construction of Gender and ational Identities

- in the War in Bosnia-Herzegovina,” in Ronit Lentin (ed.), *Gender and Catastrophe*, London and New York: Zed Books, pp. 50–63.
- Hobsbawm, Eric J., 2000, *The Bandits*, New York: The New Press.
- Inglehart, Ronald F., 1977, *The Silent Revolution*, Princeton: Princeton University Press.
- Kumar, Radha, 1993, *The History of Doing: An Illustrated account of Movements for Women’s Rights and Feminism in India, 1800-1990*, New Delhi: Kali for Women.
- Lerner, Gerda, 1986, *The Creation of Patriarchy*, Oxford: Oxford University Press.
- Manchanda, Rita, 2001, “Guns and Burqa: Women in the Kashmir Conflict,” in Rita Manchanda (ed.), *Women, War and Peace in South Asia: Beyond Victimhood to Agency*, New Delhi: Sage Publications, pp. 42–101.
- Mani, Lata, “Contentious Traditions: The Debate on Sati in Colonial India,” in Kumkum Sangari and Sudesh Vaid (eds.), *Recasting Women: Essays in Colonial History*, New Delhi: Kali for Women, pp. 88–126. .
- Mukherjee, Kalyan and Singh, Brij Raj, 1985, *Malkhan: The Story of a Bandit King*, New Delhi: Lancer International.
- Nair, Janaki, 1996, *Women and Law in Colonial India: A Social History*, New Delhi: Kali for Women.
- People’s Union For Civil Liberties and Democratic Rights (Delhi), 1979, *Rape Society and State*, Delhi: People’s Union For Civil Liberties and Democratic Rights (Delhi).
- Scott, James C., 1974, *The Moral Economy of the Peasant: Subsistence and Rebellion in Southeast Asia*, New Haven: Yale University Press.
- Thompson, E. P., 1975, *Whigs and Hunters: The Origin of the Black Act*, New York: Pantheon.
- The Gender Inequality Index (GII), <http://hdr.undp.org/en/statistics/gii/> (2011年3月24日参照)